

会議録

会議の名称	平成24年度第3回西東京市地域密着型サービス等運営委員会
開催日時	平成24年9月4日（火曜日）午後7時00分から9時30分まで
開催場所	保谷庁舎別棟A会議室
出席者	委員：吉岡座長、井手副座長、猪原委員、佐藤委員、澤委員、高岡委員、田村委員、中村委員、平塚委員、松岡委員、山本委員 事務局：高齢者支援課担当課長以下3名 欠席：浅野委員、石井委員、伊集院委員、岩崎委員)
議題	1 前回会議録の確認について 2 地域密着型サービス事業者の応募状況について(7月公募分) 3 選定予定事業者への意見聴取について(7月公募分) 4 その他
会議資料の名称	配布資料 資料1 地域密着型サービス事業者応募（平成24年7月公募分）状況 資料2 地域密着型サービス事業所 第5期既存施設一覧等 資料3 地域密着型サービス事業所等位置図 資料4 地域密着型サービス事業者（平成24年7月公募分）審査表及び平面図
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1. 開会 ○座長： これより平成24年度第3回地域密着型サービス等運営委員会を開催する。 過半数以上の委員が参加しているので、委員会として成立している。</p> <p>事務局： 資料確認</p> <p>2. 議題 (1) <u>前回会議録の確認について</u> 座長： それでは平成24年度第2回会議録の内容について、修正・変更などあるか。（意見なし） 前回会議録については承認する。</p> <p><u>議題 (2) 地域密着型サービス事業者の応募状況について(7月公募分)について</u> 事務局： 資料に沿って説明。(資料1～3)</p> <p>座長： 日常生活圏域・事業別のところで、申請が西部圏域に集中しているのは理由があるのか申請のなかった中部・南部については対応は可能なのか。</p>	

事務局：

今回の公募では、西部が2事業者、北東部が1事業者申請しており、圏域毎で考えると偏りがある。

しかし、資料3-3を見ると、各事業所がバランス良く位置している
ので、実際にはそこまでの偏りはない。

今回申請した事業者を確認したところ、南部圏域についても依頼があれば対応していきたいとのことである。

また今回のグループホームの公募については、小規模多機能型居宅介護との併設ということもあり用地の確保が課題であった。

その中で各事業者が空いている土地の中で、相応しい場所を検討した結果、こちらの位置になった。

議題 (3) 選定予定事業者への意見聴取について(7月公募分)

事務局：

資料に沿って説明。(資料4-1)

○委員：

土地と建物は、別々の人が所有をしていて建物の賃貸借ということによいのか。

事務局：

建物はオーナーが建てるので、株式会社カネット・ふれあいはオーナーが建てた建物を借りるので、建物の賃貸借である。

○委員：

法人の沿革の部分で、株式会社ディー・エイチ・アイ・ふれあいと株式会社カネット・ふれあいについての関係性について確認をしたい。

事務局：

平成12年の4月に株式会社ディー・エイチ・アイ・ふれあいが株式会社カネット・ふれあいに社名変更をしている。

○委員：

賃料についてはどのような扱いか。

事務局：

予め申請の段階でオーナーと運営事業者との合意書の中で賃料が決められている。

○委員：

土地は所有となっているが、株式会社カネット・ふれあいの所有ということによいのか。

事務局：

オーナーの所有である。

オーナーの所有している土地で建物を建て、工事費も全てオーナーが支払う。
運営事業者であるカネット・ふれあいはオーナーから建物を借りて、運営をする。

○委員：

補助金については、株式会社カネット・ふれあいに支払われるのか。

事務局：

オーナーが建物を建てるので、補助金は建物を建てたオーナーに支払われる。

○委員：

法人名が株式会社カネット・ふれあいとなっているが、登記簿上の商号は戸田中央医科グループのグループ会社となっているのか。

それとも株式会社カネット・ふれあいとなっているのか。

事務局：

登記簿上の商号は株式会社カネット・ふれあいである。

○委員：

登記簿謄本は提出してもらっているのか。

事務局：提出してもらっていない。

○委員：

そもそも公募に申請してきた事業者が本当に存在しているかを確認する意味でも、必要な書類として、公募の段階で登記簿謄本を提出してもらうべきである。

事務局：

9月末までに事業者を選定の通知を送る予定なので、その時までには提出を依頼する。

○委員：

書類審査の欄で、「市内同法人の病院や訪問看護ステーションとの連携による包括的ケアが可能となる、看取りの体制づくりや医療面での安心度が高い」、とあるが具体的にはどのようなことがあって判断したのか。

例えば他のグループホームにおいても、往診の際の医者を頼りだしているもので、そちらとの差を踏まえて、どのように判断したのか、また体験入職について、どのようなものを教えていただきたい。

事務局：

病院が法人でない場合であっても、提携を工夫して往診をすることで、なじみのかかりつけ医がやっているのが現状としてあるが、同じ法人の中であれば、訪問看護や往診医、またなにかあったときに入院がしやすいなど、同じ法人内であるからこそ包括的なケアが行いやすいのではないかとということで、医療的な面での安心度が高いと判断した。

体験入職については、職員の採用にあたって人物重視の他に、1日6時間の体験入職をしてもらうことになっている。
そこでは法的に定められた最低賃金を支払って、体験入職をしてもらっている。それによって本人と会社にとって希望に合うかの確認をする。

○委員：

グループホームの費用額の部分は、所得に応じて金額の変更等はあるのか。

事務局：

定額である。

サービスの報酬額については、介護度によって違いはある。

○委員：

グループホームの診療所としての申請は行うのか。特養の場合、申請の段階で保健所に診療所としての申請を行う。

医療的行為や看護師の設置基準があるが、グループホームの看護師の配置基準や、看取りまでを行うところで、どの程度の医療的行為がグループホームの中では可能になるのか。

現実として介護職員が医療行為を行うには制限があり、実際にその都度、訪看が訪問をすることが可能なのか、また医師も同様に訪問をすることが可能なのかを確認したい。

事務局：

グループホームは在宅と同じでよいと思うが、グループホームの看取り介護加算を取る上では、訪問看護ステーションと契約をして緊急時だけ来るのではなく、日頃の状態を見ておくことが条件になっている。

既存のグループホームの運営者から聞くと、何かあったときは訪問してもらっているとのことである。

病院と提携することで、病院の医師が本当に往診するかについては、西東京中央病院と佐々総合病院では往診をする医師はいないと思う。

確かにグループホームでは、日頃往診してもらう医師の存在は重要だが、もし同法人の病院での往診が難しいようであれば、それに拘らず、なじみのかかりつけ医や希望する医療機関医師が受診支援をする。

○委員：

今の質問は、グループホームでの夜勤の体制として職員1人の場合、ケアの部分ではかなり厳しいと思う。

看取りの体制、緊急時や夜間帯の連携というところで、1人の職員が動くとその留守の間の体制はどうするか心配である。

看取りの体制があるということで、それを確認した上で入所した利用者が看取りが必要になった時に、結果的に特養や療養型の施設に入所するということにはしてもらいたくないという思いを含めた質問だった。

事務局：

最近ではグループホームでの看取りが増えてきているのが現状である。各事業者でも看取り加算を取っており、しっかりと看取りの体制もできてきている。

○委員：

書類審査の部分で、「地域との交流の具体性が乏しい、立地環境としては車の通りが激しい道路に面しており、そのことについての課題認識が薄い」となっているが、そのことについて市の方から何かしらの指導はしていくのか。

事務局：

地域との交流の具体性が乏しいという部分において、書類上ではそのように感じたが、面接では、地域との交流の仕方を話してもらっている。
立地面での課題については、認識が薄いということだが、選定されて協議をする際には、安全面等について協議・指導をしていく。

○委員：

TMGとして、入所者に何かあれば同グループの西東京中央総合病院や佐々総合病院に移ることも可能だと思うが、入所者によっては主治医が別にいることもあると思う。TMGの囲い込みなどが起こりやすいと思うが、そのようなことはあるのか。

事務局：

田無病院が母体で運営しているみどりの樹の話では、利用者や家族の意向で、田無病院で診てもらいたいということもあるが、病院側としても利用者の状況を知らないまま診ることはリスクがあるので、それは難しいとのことである。実際に主治医の方から紹介状を書いてもらったうえで受け入れるので、必ずしもTMGの病院で囲い込みをしているというわけではない。あくまで紹介状に基づくものである。

○委員：

グループホームの図面で、職員室は各階にあるが、更衣休憩室が2階にしかない。2階と3階は別ユニットなので、3階にもあった方がよいのではないか。

事務局：

事業者を確認をする。

○委員：

小規模多機能型居宅介護に比べると、浴室が狭い。
入口を車椅子便所がある部分にして、浴槽が正面の位置になることで開口部分が広がり、車いす介助が必要な人や介助する側の職員も動作が行いやすいと思う。
また入口の場所を変えない場合として、浴槽の位置を正面にして、扉を折り戸等にするこでも同様に開口部分を広く取れるので、動作も行いやすいと思う。

事務局：

浴槽の位置の変更、可能であれば車椅子便所の位置に入口を設置できないかということで、確認をする。

○委員：
避難経路および避難方法どうなっているのか。

事務局：
バルコニーに出て北側に位置する非常階段を下りて1階へ行き、駐輪場の方へ避難する。

○委員：
看取りの体制を取る以上、避難経路について、階段以外の方法があってもよいのではないか。
例えばエレベーター前と同じようなシステムで避難することは可能か。

事務局：
避難経路が階段しかない施設に対して消防の方から、階段とは別にバルコニーから滑り台のようなものを設置するよう指導があるので、事業者には階段以外の避難経路を考えているか確認をする。

○委員：
1階と2、3階のエレベーターの大きさ・定員が違うが、どちらが正しいのか。

事務局：
事業者を確認をする。

○座長：
他に意見・質問等はあるか。(意見なし)全員一致で了承とする。

事務局：
資料に沿って説明。(資料4-2)

○委員：
「既存の自法人のグループホームで重度になった時の行先として特別養護老人ホームなどではなくて、自法人によるグループホームを確保し継続的なケアを目指す」とあるが、既に2か所あるグループホームで重度化した人を受け入れるということによいか。

事務局：
事業者の計画として、重度化した人を受け入れる考えを持っている。
こちらの事業者は、利用者のADLをできるだけ低下させないとの思いがあり、また重度化された利用者が、グループホームから離れていくことへの辛さを感じているので、次の行先としてのグループホームがあればよいと考えを持っている。

○委員：
このグループホームは、一般の方よりも、ADLの状態が悪い人が入るといふことか。

事務局：

既存のグループホームからしか入れないということではないが、基本的には2か所のグループホームで重度化された人を受け入れたいということである。

○委員：

グループホーム間で、重度化された人を移すことは実際に可能なのか。

施設の運営上、軽度の人もある程度いないと職員の対応が困難であるし、入所者全てが重度の方では運営は無理だと思う。

また一旦入所者の定員が達してしまうと、他のグループホームからの受け入れは困難だと思うので、自法人の3つのグループホームで回すというのは無理ではないか。

事務局：

グループホーム間で回すというのは難しいと思う。重度化された利用者でもできるだけグループホームで生活をしてもらいたいという思いはあるが、空きがなければ無理であるし、空きがあっても全てそのような利用者のためにするわけではないと思う。

またADL中心で話を進めているが、それ以外にも例えば認知症の進行具合によって、また施設との相性等によって、グループホームを変えることができれば、利用者にとって選択肢が広がりよいことだと思う。

○委員：

重度化された人を受け入れるのであれば、設備面でもより考慮していただきたい。

委員：

下保谷のグループホームと今回申請のあったグループホームで何か違いはあるのか。

事務局：

居室を囲むような設計が、今回のグループホームではできている。

以前は和室の部分で、座れるスペースを作っていたが、あまり利用する人がいないということで、今回は撤去することになっている。また今までのグループホームとは違い、居間・食堂を囲うように居室が設計されており、居間・食堂にいれば全ての居室を見渡せるようになっている。

○委員：

図面を見て、リスクがありそうな浴室などは端に位置し、セキュリティの部分でもエレベーターなどはキッチンや事務室などの前を通らないといけないような設計になっており、仮に疾患等で、部屋で休まれていたとしても、居室が周りに位置しているので、職員が目が届きやすいこともあり、よく考えられた設計である。

○委員：

グループホームと小規模多機能型居宅介護の浴室が狭い。車椅子での介助も想定するのであれば、もう少しスペースを取った方がよいのではないか。

事務局：
事業者を確認をする。

○座長：
他に意見・質問等はあるか。(意見なし)全員一致で了承とする。

事務局：
資料に沿って説明。(資料4-3)

○委員：
小規模多機能型居宅介護の宿泊室で、個室以外の用途を確認したい。

事務局：
事業者を確認をする。

○委員：
小規模多機能型居宅介護の宿泊施設は、利用する人がその都度変わるが、グループホームはそこで生活する人なので、そんなに利用者の変更はないと思う。グループホームと小規模多機能型居宅介護を同じフロアで運営することは可能なのか。

事務局：
グループホームと小規模多機能型居宅介護でそれぞれ入口が設けてあり、職員は事務室を介して行き来する。小規模多機能型居宅介護とグループホームを同じフロアで運営することは、見たことはないが特に問題はない。土地が縦長でスペースも充分にあることから、このような設計にした。

委員：
グループホームと小規模多機能型居宅介護を利用している人の交流などは考えられているのか。

事務局：
同じフロアである以上考えていると思う。
ただし利用者が、自由に行き来ができないように事務室を介する形になっている。
書類にも記載されているとおり、併設にすることにより利用者とスタッフのなじみの関係が深まることや、利用者同士もしくはその家族・介護者同士の交流の幅が広がるのが期待できる。

事業者には、どのような意図でこのような設計にしたかは確認をする。

○委員：
非常口はどちらになっているのか。

事務局：
図面で、南に位置する階段である。こちらの建物は3階建てではないので、一直線で1階

に下りるような階段になると思われる。

○委員：

小規模多機能型居宅介護の非常口については、居間・食堂の開口部ということによいか。

事務局：

そのとおりである。

○委員：

3事業者全てについての質問になるが、グループホームにおいて、生活保護受給者の受け入れ体制はあるのか。

事務局：

株式会社カネットふれあいに関しては、生活保護受給者受け入れの予定はある。

○委員：

2階建てや木造でも問題ないのか。

事務局：

特に問題はない。

実際に、下保谷と南町のグループホームは木造である。

○委員：

現在、通所介護事業者がたくさんある中で、通所の機能も備わっている小規模多機能型居宅介護が新たに開設されることになると通所介護事業者と競合することにならないか。

事務局：

小規模多機能型居宅介護の通所としてのサービスは、認知症の方の利用が多いと思う。認知症の方が顔なじみのスタッフに対して通い・訪問・泊まりを利用することで、その部分についての住み分けがうまくできればよい。

みどりの樹の実績として、登録が22名で実質19名が利用している。6月の開設時は、1日平均12.7名で稼働率は84%である。それが泊まりを定員まで利用しているというわけではなく、通いをたくさん利用する人がいたり、そうでない人もいるということで、小規模多機能型居宅介護としての通いが、理解されて利用されていると認識している。

○委員：

みどりの樹の実績について、宿泊客は固定化していないか。

事務局：

固定化はしていない。

そのような場合にはよく理由を聞き、気を付けるようにはしている。

小規模多機能型居宅介護の運営として、常に宿泊客を抱えていれば、施設側として安定した収入を得られるが、利用状況は把握しておかないといけないと思っている。
現在、泊まりを1か月ほど連続して利用している人が2名いるが、次にグループホームに入るための移行期間や、また特別な事情があるというのを把握した上での2名である。

委員：

書類審査の部分で、医療との連携目的が、日頃からのかかりつけ医とのイメージがなく、とあるが、大体グループホームがかかりつけ医としてお願いするのは、できるだけ近い開業医等に依頼することがあり、たまに遠くのユニットとかかりつけ医としての契約をしている場合がある。実際に医療内容の話聞いてみると、週1回の訪問診察程度で、例えば熱を出した時など肝心な時に、お願いをしてもなかなか来てもらえず、近くの病院に行くようにと言われる場合がある。
そのような状況を避けるために、できるだけ市で把握できる範囲等で、近くでかかりつけ医を探したほうがよいと思うし、そのように施設に対して指導していただければと思う。

○座長：

これについては先ほど触れた、かかりつけ医の問題につながってくるものである。
事務局だけでは解決できない問題だと思うので、医師会なりに申し入れをするなどして指導をとっていただく形をとってもらいたいと思う。問診料だけとって難しいことが発生したら病院に行かせるという状態になってしまうと困るので、是非お願いしたい。

他に意見質問等はあるか。(意見なし)全員一致で了承とする。

(3) その他について

○座長：

委員の方で、今回の議題に記載されていない内容で何か意見等はあるか。(意見なし)

事務局：

みどりの樹の見学会については、本日の運営委員会前の実施を予定しておりましたが、日程等の都合がつきませんでした。今年度中には実施したいと思います。

7月の公募で3事業者の応募がありましたので、10月の公募は行いません。

地域主権一括法に伴い、地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を市の条例で定めることとなりました。

つきましては、次回第4回地域密着型サービス等運営委員会において、委員の皆様基準条例についての意見をいただく予定です。条例の議会への提出時期によりませんが、24年11月又は25年の2月に開催を予定しております。日程等の詳細につきましては、決定次第ご連絡いたします。

事務局：

最後に、次回の運営委員会の駐車場の確保についてですが、前回と同じ数で用意をさせていただきます。それ以外の方で、車で来庁される方につきましては、運営委員会開催予定日の2週間前までにご連絡いただきますようお願い申し上げます。

○座長：
資料4はそのまま机の上においてお帰りください。
本日の委員会は閉会する。